

令和2年

第2回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和2年第2回志賀町議会定例会会議録

令和2年6月2日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	濱	村	大				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝

健康福祉課長	村 井 直
環境安全課長	宮 下 隆
商工観光課長	荒 川 仁
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	吉 村 満
富来病院事務長	川 畑 智
会計管理者(会計課長)	平 井 清
学校教育課長	山 口 勝 好
生涯学習課長	大 畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	徳 田 敦 史
議会事務局主幹	山 田 美由紀

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第3号ないし第13号及び議案第39号ないし第47号  
(提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第47号 (質疑、委員会付託、討論、採決)

( 開 会 ・ 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**寺井強議長** 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、2番 中谷松助君、3番 福田晃悦君を指名し

ます。

---

## 日程第2 会期の決定

**寺井強議長** 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの15日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

**寺井強議長** 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4 町長提出 報告第3号ないし第13号及び議案第39号ないし第47号（提案理由説明）

**寺井強議長** 次に、本日、町長から提出のありました、報告第3号ないし第13号及び議案第39号ないし第47号を一括して議題とします。以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** はい、小泉町長。

**小泉勝町長** 令和2年第2回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

ご承知のとおり、国では、先月14日に、感染拡大に一定の歯止めが掛かっていると、全都道府県に発令していた緊急事態宣言を、石川県を含む39県で解除しました。

そして、21日には、大阪、京都、兵庫が、25日には、残る北海道や東京

などで宣言が解除され、全面解除となったところであります。

これを受け、県では、社会経済活動のレベルを引き上げるべく、先月 15 日から、遊興施設や文教施設など 106 業種に対する休業や時短営業の要請を事業別に段階的に解除してきたところであり、昨日から、すべての業種で通常営業が可能となりました。

また、県をまたぐ移動の自粛についても、昨日から緩和しており、今月 19 日以降は、全面解除となり、広域の移動も可能としているところであります。

このように、新型コロナウイルス感染症への対応については、全国で緊急事態宣言が解除され、外出自粛や休業要請等も全面解除となるなど、一つの節目を迎えたものと思っております。

2 月 21 日に県内で初めて感染者が確認されてから、3 か月余りが経過したわけではありますが、本町では、感染者が発生することなく、今日に至っております。

これも偏に、外出や事業活動の自粛など、感染防止にご協力いただきました町民、事業者の皆様のお陰であり、この場をお借りして、改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応は、まだまだ続くものと思っております。

これからは、新型コロナウイルスと向き合いながら、社会経済活動のレベルを上げていく、そして、元の生活に戻っていくためのステージとなりますので、町としては、国や県の動向を踏まえ、適切な施策を、スピード感を持って実施していきたいと考えております。

それでは、この新型コロナウイルス対策が長期化する中であって、町がこれまでに行ってきた主な取り組みと今後の方針について、ご説明いたします。

まず、町内の小中学校についてであります。昨日から、国のガイドラインを踏まえた感染症防止対策を実施したうえで、授業を再開したところであります。

4 月 13 日午後から、約 1 か月半の長期の休校となったわけではありますが、町では、この間、ビデオ撮影した先生方の授業を「しかチャンネル」で放送し、子ども達の家庭学習を支援してきたところであります。

まずは、高校受験を控えた中学 3 年生を対象とした授業を放送し、その後、

中学1・2年生、小学5・6年生と、順次、対象学年を拡大してきました。

また、各学年、週1回の登校日を設け、家庭学習の進捗状況や生活指導を行ってきたところでもあります。

授業の遅れが心配されておりましたが、ようやく学校が再開され、一安心という状況であり、子ども達には、これまで休んでいた時間を取り戻すため、一生懸命勉強などに励んでもらいたいと思っております。

町としては、今後も、国が示す感染防止対策の徹底を図りながら、子ども達が安心して学ぶことができる環境づくりに努めていきたいと考えております。

なお、休校により遅れた分の授業時間を確保するため、夏休みや冬休みは短縮することとなりますので、保護者の皆様には、ご理解をお願いします。

また、国では、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進し、児童・生徒一人一台のパソコン端末を配備する「GIGAスクール構想」を令和5年度までに実現する方針でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、全国の小中学校が休校となったことを受け、今年度中に前倒して実施することとしました。

これを受け、本町では、学校での授業や休校時におけるオンライン学習に活用するため、タブレット型パソコン端末を他自治体に先駆けて早期に導入したいと考えており、今定例会において、これにかかる関連経費を補正予算に計上しておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、小中学校の休校に合わせて、保育園や放課後児童クラブについて、5月末までの登園・利用の自粛をお願いしておりましたが、昨日から通常どおりとしたところでもあります。

次に、公共施設の再開についてであります。

感染拡大の影響を受け、これまで多くの文教施設やスポーツ施設については、利用の自粛をお願いしてきたところではありますが、本日から、陸上競技場や野球場、テニスコート、志賀の郷運動公園をはじめとしたグラウンドゴルフ場など、屋外のスポーツ施設については、大会等の開催はできませんが、町民に限り、利用できることとしました。

皆様には、長期間にわたり、ご不便をお掛けしましたが、感染防止対策を講じたうえでご利用いただき、運動不足の解消と健康増進に繋げていただきたいと思います。

思います。

また、文化ホールや富来活性化センター、地区公民館などの文化施設、そして、総合体育館や武道館、B&G海洋センター「フレア」など、屋内のスポーツ施設については、今月末までの利用自粛をお願いしておりましたが、密室・密集・密接の3密を避けることが困難な一部の教室等を除き、町民の利用に限り、今月16日から再開する予定としておりますので、ご理解をお願いします。

次に、国及び町の特別定額給付金の支給状況についてであります。

国民一人当たり一律10万円と、町単独の町民一人当たり一律2万円を給付する「特別定額給付金」については、先月、対象となる1万9,830人、8,045世帯に申請書を郵送し、18日から受付を開始し、審査のうえ、順次振込手続きを行っているところであります。

昨日現在、オンラインで107世帯、郵送又は窓口で7,461世帯、合計7,568世帯、約94パーセントの申請を受付しており、先月19日から振込を開始しております。

今日現在で、対象人数1万9,830人のうち、1万1,216人、約57パーセントの方への振込が完了し、来週11日までには、1万8,295人、約92%の振込が完了する見込みであります。

町の給付金につきましては、様々なご意見がございましたが、申請書と共に、感謝の手紙を同封される方や、電話で担当者にお礼を言われる方なども多数おられます。

町では、町民の皆様を少しでも支援することができるよう、そして、一日も早く給付金をお届けできるよう、スピード感を持って対応してきたところであります。

国及び町の給付金の申請期限は8月17日までとなっておりますので、まだ申請されていない方は、早めの手続きをお願いするものであります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業要請等により、売り上げが落ち込んだ企業・事業者等に対する支援についてであります。

テレビ報道等でご存じのとおり、外出自粛や休業要請等による経済活動の停滞は、中小企業や個人事業主の資金繰りの悪化を招いており、特に、観光や飲食業に携わる事業者への打撃は、大きいものとなっております。

こうした事業者に対する支援として、国では、収入が50パーセント以上減

少した中小企業に最大 200 万円、個人事業主に最大 100 万円を支給する「持続化給付金」や、休業手当の一部を補助する「雇用調整助成金」の支給をはじめ、制度融資や多様な助成制度を設けるなどし、支援していくこととしております。

また、県においては、4月21日から5月6日まで、県の要請に応じて休業又は営業時間の短縮に全面的に協力した中小企業と個人事業主に対し、1事業者あたり 50 万円、個人事業主には 20 万円の感染拡大防止協力金を支給する制度をはじめ、テイクアウトやネット販売等の新たな活路を見出す前向きな取り組みに対する補助金や、各種の制度融資、売り上げの減少に伴う納税の猶予などの支援を行っております。

そして、町では、県の協力金制度に3分の1の町負担分を予算措置したほか、この県の協力金制度の対象とならなかったものの、同等の内容で協力した事業主に対し、1事業者当たり 20 万円、個人事業主には 10 万円の協力金を町単独で支給することとし、本日から受付を開始したところであります。

また、テイクアウトなどの新たな販路開拓などに取り組み、今後も継続して事業を行っていく事業主に対し、商工会と協力して、最大 10 万円の補助金を支給する制度を創設すると共に、町税の徴収猶予や軽減、社会保険料の納付猶予などの支援を行っているところであります。

さらに、収入が 50 パーセント以上減少したことを要件とする国の持続化給付金の対象とならない、30 パーセント以上 50 パーセント未満減少した事業者に対し、中小企業には 20 万円、個人事業主には 10 万円の給付金を支給し、事業継続を支援していきたいと考えております。

本件につきましても、今定例会に、これにかかる関連経費を補正予算に計上しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

これらの国・県・町の支援制度については、今月の「広報しか」に、一覧表で掲載しておりますので、事業者の皆様には、今一度内容をご確認いただき、こうした制度を最大限にご活用いただきたいと思っております。

先月 27 日に閣議決定された国の2次補正においては、さらに拡充した支援策が盛り込まれる予定でありますので、町としても、今後の国、県の対応を踏まえて、さらなる支援策を検討していきたいと考えております。

また、町では、先月 7 日から、ふるさと納税の寄付の使い道に、新型コロナ



ウイルス感染症対策を追加したところ、先月末時点で47件、63万4千円のご寄付をいただいております。

ふるさと志賀町を応援したいとの思いでご寄付いただいた皆様には、心から感謝を申し上げますと共に、皆様の貴重なご寄付を、有効な施策に活用させていただきたいと考えております。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、令和元年度の一般会計及び特別会計の補正予算並びに条例の一部改正に係る専決処分の報告が11件、令和2年度の一般会計及び町立富来病院事業会計の補正予算をはじめ、条例の一部改正及び財産の取得に係る議案が9件の、合わせて20件であります。

まず、報告第3号から報告第8号については、令和元年度の一般会計及び各特別会計の補正予算であり、いずれも本年3月31日をもって専決処分をしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第3号 令和元年度志賀町一般会計補正予算（第6号）については、年度末の決算見込みにより、町税の増額及び地方譲与税、各種交付金、特別交付税などの交付額の確定や、各事業の実績見込みに伴う減額を主とした所要額のほか、繰越明許費及び地方債の補正を行ったものであります。

報告第4号から報告第8号については、各特別会計について、いずれも事業の確定及び精算の見込みにより、補正を行ったものであります。

次に、報告第9号から報告第13号については、条例の一部改正であり、いずれも本年3月31日付けで専決処分をしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第9号 志賀町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置や所有者が不明な土地等の把握に係る措置などが講じられたことから、所要の改正を行ったものであります。

報告第10号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、都市計画税条例において、引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行ったものであります。

報告第 11 号 志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、地方再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税の特例期間が 2 年間延長されたことや、引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行ったものであります。

報告第 12 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準額の見直しや、長期譲渡所得に係る課税の特例が規定されたことから、所要の改正を行ったものであります。

報告第 13 号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、消費税率引き上げによる低所得者への保険料軽減の強化が行われたことから、所要の改正を行ったものであります。

続いて、議案第 39 号及び議案第 40 号は、令和 2 年度の各会計の補正予算についてであります。

議案第 39 号 令和 2 年度志賀町一般会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金、公共施設等整備基金繰入金の増額を主とし、歳出では、国の内示に伴う旧学校施設解体事業や公立学校情報機器整備事業の追加をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策として、事業者等事業継続緊急支援事業の増額をはじめ、避難所等感染防止対策事業の追加、今後の感染拡大に備えるための予備費の増額などを主として、所要額を補正するものであります。

議案第 40 号 令和 2 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 1 号）については、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱外来及び PCR 検査の隔離施設として使用するための医療用の仮設テントを購入するにあたり、所要額を補正するものであります。

続いて、議案第 41 号から議案第 46 号については、条例の一部改正についてであります。

議案第 41 号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症

の防疫作業に従事する職員に対する手当に特例措置が講じられたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 42 号 志賀町税条例の一部を改正する条例について及び議案第 43 号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染防止対策が納税者等に及ぼす影響を緩和するため、徴収猶予の特例や中小事業者等に対する固定資産税、都市計画税の軽減制度などの特例措置が講じられたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 44 号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、内閣府令の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者が保護者の希望に基づき、子どもが満 3 歳に達しても、引き続き必要な教育・保育が提供される措置を講じているときは、連携施設の確保が不要となる規定が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 45 号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国の要請に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われ、労務に服することができなくなった被用者に対し、傷病手当金を支給する規定を新たに追加するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 46 号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、県広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部改正において、傷病手当金の支給が規定されたことに伴い、町が行う事務規定に当該申請の受付事務を追加するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 47 号 財産の取得については、消防ポンプ自動車を購入するにあたり、長野ポンプ株式会社 代表取締役 長野幸浩から 2,068 万円で取得するものであります。

以上、本定例会提出案件についての説明とさせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

**寺井強議長** 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第47（質疑・委員会付託・討論・採決）

**寺井強議長** ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第47号 財産の取得について「消防ポンプ自動車」を議題とします。

---

（ 質 疑 ）

**寺井強議長** これより、本案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

**寺井強議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

（ 討 論 ）

**寺井強議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言なし）

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言なし）

**寺井強議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

（ 採 決 ）

**寺井強議長** これより、採決します。採決は、起立によって行います。

町長提出議案第47号 財産の取得について「消防ポンプ自動車」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

( 休 会 )

**寺井強議長** 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明3日から8日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、明3日から8日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月9日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時26分 散会)

---

## 議 長 報 告

### 1 議長報告第13号

財政援助団体等監査の結果について

### 2 議長報告第14号

入札結果報告

(令和2年5月13日 4件)

(令和2年5月26日 6件)

### 3 議長報告第15号

例月出納検査の結果について

(令和2年5月25日実施)

2 議長報告第16号

令和元年度志賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について